

農地の貸し借りの手続きが変わります！

一般的に活用されている農地の貸し借りの手続きには、次の①、②、③がありますが、令和7年4月1日以降は①の手続きが廃止となります。

- ① 「利用権設定等促進事業（通称：相対契約）」
※貸主と借主の契約による

令和7年4月1日以降
利用できません

- ② 「農地中間管理事業」
※貸主と借主の間に「農地中間管理機構」が入った契約



【中間管理事業とは】

- ・農地中間管理機構が一定のルールに沿って農地を借り受け、要件に該当する農家の皆さんへ農地の転貸を行います
- ・貸付期間は原則10年又は5年です
- ・地域計画策定後は、農地の借受者が地域農業の担い手として「目標地図」へ位置付けられる必要があります

- ③ 「農地法第3条の許可申請」
※農地法第3条に基づく農業委員会による許可

ただし！

令和7年3月31日までは
「利用権設定等促進事業（通称：相対契約）」を利用できます

※新規の権利設定・更新手続きともに可能です。
※貸借期間が令和7年3月31日を超えていても、期間満了まで契約は有効です。

【改定の背景】

農地の分散化を解消し、農地の集約を進めるとともに、担い手の確保・育成等を図るため、農業経営基盤強化促進法の一部が改正されました。

（令和5年4月1日施行）



気になる疑問にお答えします



そもそも利用権設定等促進事業って何？

「農業経営基盤強化促進法」という法律により、「農地の貸し手と借り手が直接貸借等の権利が設定できる制度です。」



今回、何が変わったの？

法律が改正され、制度が利用できなくなります。



え！いつから？ 今すぐ使えなくなるの？
今の契約はどうなるの？？

今すぐではありません。「地域計画」が策定されるか、もしくは令和7年3月31日までは権利設定ができます。
また、利用権設定等促進事業を活用し、すでに締結済みの権利は認定期間満了までは有効です



「地域計画」って何？

農業従事者の高齢化や担い手不足が心配される中、10年後に誰がどのように農地を利用していくのかを地域の話し合いに基づきまとめる計画です。



なるほど。
でも、利用権設定等促進事業が使えなくなったら農地の貸し借りはどうすればいいの？

次のいずれかの方法を活用していただくことになります。
● 農地中間管理機構を介した農地の貸し借り
● 農地法第3条に基づく申請による農地の貸し借り

